

全国健康保険協会業績評価検討会 説明資料

Ⅱ．船員保険

平成26年10月10日



全国健康保険協会

船員保険

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

【評価の視点】

加入者の医療費、健診データを分析するとともに、加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の適正化のための取組みを総合的に推進しているか。

1) 事業報告（概要）

- 加入者の疾病予防を目的として、特定健康診査等の実施率向上のため、健診実施機関の拡大等を図ったほか、一人ひとりの健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供冊子」の配付及び「出前健康講座」の実施等により加入者の健康づくりに対する意識の向上に向けた取組みを行いました。
- 加入者へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費通知」などを送付することにより医療費に関する積極的な情報提供を行い、レセプト点検においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。また、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を行い、医療費の適正化等を目的とした取組みを行いました。
- このほか、データヘルス計画に先行し、オーダーメイドの「情報提供冊子」を生活習慣病予防健診を受診した35歳以上の被保険者全員に送付し健診意識の啓発等を行っていましたが、25年度は特定保健指導の実施率が低迷していること及び糖尿病を発症した場合の医療費が将来的な保険財政に影響を与えることから「情報提供冊子」の送付対象者を、特定保健指導対象者及び糖尿病罹患患者等の受診勧奨者に重点化したうえで、保険者としての取組みを総合的に推進しました。

2) 自己評価・・・A

以下の取組みを中心に、加入者の疾病予防や健康増進、医療費の適正化など、保険者としての取組みの強化、推進に努めました。

- 加入者の健康増進等を図るため、特定健診等の実施率の向上に向けて、健診実施機関等の大幅な拡充、自己負担額の軽減等に取り組むとともに、生活習慣病予防健診の対象に被扶養者を追加し、健診内容の充実を図り、健診等の利用を促進しました。
また、加入者の健康増進の意識の向上に向けて、一人ひとりの健診結果に応じて生活習慣の改善策等を情報提供するオーダーメイドの「健康情報冊子」を送付するなどの各種取組みを積極的に行いました。
- 医療費適正化の取組みとしては、ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、送付対象者を前年度から大幅に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう内容の充実を図って実施した結果、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、26年3月で29.6%となり、財政効果額も前年度を大幅に上回りました。
- このほか、保険者として医療費の適正化などの取組みを強化するため、下船後の療養補償の対象範囲で適正な受診がされるよう、「医療費通知」及び「被扶養者資格の再確認」の送付時に、適正な受診に関するリーフレットを配付するなど広報の取組みを行いました。
- さらに、オーダーメイドの「情報提供冊子」を受け取られた方のその後における特定保健指導の利用状況及び医療機関への受診行動について調査分析を行うなど、データヘルス計画に先行する形での取組みにも着手しました。

個別評価項目 II-1-(2)

1. 保険運営の企画・実施

(2) 情報提供・広報の実施

【評価の視点】

加入者の立場からわかりやすい積極的な情報提供を適切に実施しているか。
機関誌等による情報提供（広報）を定期的かつ効率的に実施しているか。

1) 事業報告（概要）

- 加入者や船舶所有者への情報提供・広報については、ホームページや関係団体の機関誌を活用し、タイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めています。
 - ・ ホームページに申請手続きや健康づくりに関する情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」の掲載（毎月）
 - ・ 関係団体の機関紙等に掲載された件数（広報内容件数）・・・43件（75件）

	25年度	24年度	増減
関係団体	6	5	1
機関誌等 掲載件数	43	25	18

- 25年3月の協会ホームページリニューアルに伴い、ホームページの総アクセス件数は717,354件（24年度600,168件）と増加しました。

○ インターネットを利用されない加入者や船舶所有者の皆様も含め、幅広く広報を行うために、船員保険の業務を簡潔に紹介したリーフレット（「船員保険のしおり」「船員保険通信」「船員保険のご案内」）やその他制度周知用リーフレット等を配付しています。

「船員保険のしおり」配付内訳

被保険者（被扶養者）	約43,000部
疾病任意継続被保険者 （被扶養者）	約11,000部
合計	約54,000部

「船員保険通信」配付内訳

被保険者	約59,000部
船舶所有者	約 4,700部
合計	約63,700部

「船員保険のご案内」配布内訳

労働基準監督署	約5,500部
年金事務所	約2,900部
協会支部	約1,600部
合計	約10,000部

2) 自己評価 S

- 加入者にわかりやすい積極的な情報提供を実施するため、25年3月協会ホームページをリニューアルし、新たにコンテンツ「こんなときどうする」を掲載、「無線医療助言事業」や「保養事業」等の福祉事業に関する事など、加入者や船舶所有者の役立つ情報の提供に努めたことにより25年度の総アクセス件数は、717,354件（対前年度比19.5%）と大幅に増加しました。
- 紙媒体による広報についても、以下のような取組みを行い、充実を図りました。
 - ・ 25年度からの新たな取組みとして、被保険者証と一緒に携帯できる大きさを、船員保険制度における給付内容等について説明した「船員保険のしおり」を作成し、被保険者証の交付時に配付し、加入者の制度理解の一助としました。
 - ・ 船員保険の運営状況や決算状況等をよりわかりやすくするため「船員保険通信」については、ページ数を増やし（前年度の見開き4ページから巻き三つ折り6ページとページ増）、加入者や船舶所有者への情報提供内容の拡充を図るとともに、25年度は被保険者に確実に手元に届くよう直接被保険者へ送付するなど積極的な情報提供を行いました。
 - ・ 新規加入者等に対し制度の概要や手続き等を周知するため年度末に作成している「船員保険のご案内」についても、ページ数を増やし（前年度の巻き三つ折り6ページから観音折り8ページとページ増）、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの窓口等において、積極的な情報提供に努めました。
- また、定期的かつ効率的な広報を実施するため、年度当初に年間の「船員保険広報実施計画」を策定し、関係団体（25年度6団体、24年度5団体）の協力も得ながら積極的な情報提供に努めた結果、関係団体の機関紙等における情報提供の件数は大幅に増加しました。

個別評価項目 II-1-(3)

1. 保険運営の企画・実施

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

【評価の視点】

ジェネリック医薬品使用促進に係る広報を実施するとともに、希望カードの配付や自己負担額軽減効果通知サービスを実施し、ジェネリック医薬品の使用促進を図っているか。

1) 事業報告（概要）

- 船員保険加入者へのジェネリック医薬品の使用促進として以下の取組みを実施しました。
 - ・ 自己負担額軽減効果通知サービスについては、25年度は1回目の通知で切替えなかった者に対し、再度2回目の通知を行いました。
 - ・ ジェネリック医薬品希望カードや25年度からはジェネリック医薬品希望シールを送付するなどし、加入者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品を希望することを伝えやすくしました。
 - ・ ホームページ、医療費通知に同封及び関係団体の機関誌を通じた、ジェネリック医薬品に関する広報を行いました。

25年度の船員保険ジェネリック医薬品軽減額通知サービスにおける送付者数と切替者数等

	25年度	24年度
送付者数	8,385人	2,843人
切替者数	2,102人	687人
切替率	25.1%	24.2%
ジェネリック使用率（金額ベース）	12.1%（26年3月分）	10.9%（25年3月分）
ジェネリック使用率（数量ベース）	29.6%（26年3月分）	26.4%（25年3月分）
財政効果（年間）	約3,249万円	約1,200万円

2) 自己評価 S

- 調剤レセプトにおける軽減額通知の基準額の引下げ（300円→100円）等により、通知の送付対象者数を約2,800名から約8,400名へと約3倍に増やすとともに、1回目の通知で切り替えていただけなかった方に2回目の通知を送付するよう、内容を見直して実施した結果、切替者数も大幅に増加し、前年度に比べ約2.7倍の約3,200万円の財政効果を上げることができました。
- また、ジェネリック医薬品への切替えの意思表示をする際に利用いただくよう配付していた「ジェネリック医薬品希望カード」に加え、新たな取組みとして、被保険者証やお薬手帳に貼ることで、より容易にジェネリック医薬品への切り替えの意思表示をしていただける「ジェネリック医薬品希望シール」を約33,400枚作成し、軽減額通知を送付する際に同封するとともに、25年10月からは被保険者証の送付時に同封するなど、ジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組みました。

個別評価項目 II-1-(4)

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

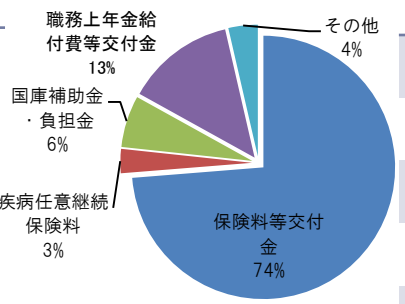
【評価の視点】

医療費適正化、業務改革、経費の削減等の取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保するよう努めているか。

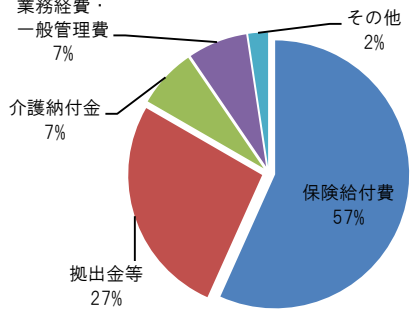
1) 事業報告（概要）

○ 25年度においては、収入が471億円、支出は462億円で財政状況は安定していますが、船員保険の被保険者数の減少傾向や加入者1人当たり医療費の増加傾向は継続しており、それらを踏まえた船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会に報告するとともに、今後の保険料率等を検討するなど、安定的な財政運営に努めています。

収入計	471億円
保険料等交付金	348億円
疾病任意継続保険料	14億円
国庫補助金・負担金	30億円
職務上年金給付費等交付金	63億円
その他	17億円

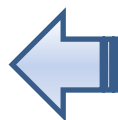


支出計	462億円
保険給付費	262億円
拠出金等	123億円
介護納付金	33億円
業務経費・一般管理費	33億円
その他	11億円



一般保険料率(25年度)

	計
疾病保険料率	(注1) 10.1%
災害保健福祉 保険料率	(注2) 1.05%
合計	11.15%



一般保険料率(24年度)

	計
疾病保険料率	9.80%
災害保健福祉 保険料率	1.20%
合計	11.00%

2) 自己評価 B

- 支出面においては、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検の推進、さらには、「柔道整復施術療養費」や「下船後の療養補償」の利用の適正化等を通じて、医療費支出の適正化、効率化に努めるとともに、健診実施機関の拡充や健診内容の充実等による生活習慣病予防健診等の利用促進、一人ひとりの健診結果を踏まえた、オーダーメイドの「健康情報冊子」の配付等を通じて、加入者の疾病予防・健康増進に取り組みました。
- また、収入面においては、25年度は、年度収支の均衡を図る観点から保険料率の見直しを行い、船員保険協議会における関係者の意見等も踏まえた上で、24年度とべて、疾病保険料率は0.3%引き上げて(注1) 10.1%に、災害保健福祉保険料は0.15%引き下げて(注2) 1.05%とし、安定的な財政運営を確保するよう努めました。

個別評価項目 II-1-(5)

1. 保険運営の企画・実施

(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用

【評価の視点】

船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行っているか。
運用状況は定期的に船員保険協議会において報告しているか。

1) 事業報告（概要）

- 船員保険の準備金は、被保険者や船舶所有者等の関係者の意向も踏まえ、安全確実を念頭に置いた運用を行うこととしており、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しています。
- 25年度の運用益は約8,700万円であり、確実に運用益を上げています。
- なお、運用状況については、船員保険協議会において毎年7月に報告しています。

25年度の運用状況

平成24年度末 運用資産残高	平成25年度末 運用資産残高	未収利息
301億6,300万円	302億4,900万円	1,800万円
	実現利回り	総利回り
	0.288%	0.278%

(参考) 24年度の運用状況

平成23年度末 運用資産残高	平成24年度末 運用資産残高	未収利息
300億8,000万円	301億6,300万円	2,100万円
	実現利回り	総利回り
	0.272%	0.265%

2) 自己評価 A

- 船員保険の準備金については、安全確実かつ有利な運用を行うこととされていることから、25年度においても、満期保有を原則とした国債での運用を行い、運用環境等の違いはあるものの、昨年度に引き続き、前年度を上回る運用利回りを上げることができました。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い

【評価の視点】

保険給付等を確実かつ迅速に支払うとともに、必要に応じて実地調査等を実施し、給付の適正化を図っているか。

下船後の療養補償について、制度の趣旨や仕組みについて周知を図っているか。

柔道整復施術療養費について、加入者等に対する文書照会等を実施する等、不適切な申請事例に対する厳格な対応や適正受診の促進を図っているか。

1) 事業報告（概要）

- 船員保険における「職務外給付」、「職務上上乘せ給付・独自給付」及び「経過的職務上給付」といった既定の給付事務について、サービススタンダードの達成に努める等により、着実に実施しました

【サービススタンダードの達成状況】

25年度全体で100%を達成、平均所要日数は6.62日

- 下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適正な受診がなされるよう、加入者の皆様には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、適正な受診に関するリーフレットの配付等により周知を図りました。このほかに関係団体の機関誌等に広報記事を掲載いただきました。

【下船後の療養補償に関する広報実績】

- 5月 船舶所有者にリーフレットを配付（約4,000枚）
- 7月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 11月 「船員保険通信」及び関係団体の機関誌に記事を掲載
- 1月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 3月 医療費通知に広報を掲載（約46,000通）

- 船員保険給付を適正に行うため、柔道整復施術療養費に関しては、多部位・頻回受診等の申請については、対象の加入者の皆様に文書による照会を実施（25年度：900件、24年度：349件）するとともに、加入者の皆様には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」を送付する際に、船舶所有者の皆様には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、柔道整復師のかかり方を説明したリーフレットを同封しました。このほかに関係団体の機関誌等に適正受診に係る広報記事を掲載いただきました。

【柔道整復施術療養費に関する広報実績】

- 5月 船舶所有者にリーフレットを配付（約4,000枚）
- 9月 関係団体の機関誌に記事を掲載
- 10月 加入者にリーフレットを配付（約6,000枚）
- 3月 加入者にリーフレットを配付（約46,000枚）

2) 自己評価・・・A

- 傷病手当金等の保険給付の支払いに当たっては、サービススタンダード（申請から振込まで10営業日以内）を年度を通して100%達成し、迅速な支払いに努めました。
また、平成24年度の船員保険協議会において、平成22年1月以降労災保険を受給することとなった船員に対して、船員保険から特別支給金等を支給することが決定されたことを受けて、25年度においては、対象者について厚生労働省から労災保険の受給者データの提供を受けて、申請勧奨を本格的に開始、実施しました。
- また、保険給付を適正に行うため、傷病手当金等の現金給付等に関しては、審査の際に必要な応じ医師照会等を行ったほか、柔道整復施術療養費や下船後の療養補償に関しては重点的に適正受診に係る文書照会や広報を実施しました。
下船後の療養補償については、療養補償の対象範囲での適切な受診がなされるよう、関係団体の機関誌への掲載のほか、加入者には「医療費通知」の送付時に、また、船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に、リーフレットの配付等を行い制度の趣旨や仕組みについて周知を図りました。
柔道整復施術療養費については、多部位・頻回受診等の申請について、加入者への文書照会を昨年度を上回る件数実施した結果、加入者1人当たりの給付額や申請書1件当たりの給付額が減少するなど、給付の適正化が図られました。

個別評価項目 II-2-(2)

2. 船員保険給付等の円滑な実施 (2) サービス向上のための取組

【評価の視点】

職務外給付については、サービススタンダード（10営業日以内）の状況を適切に管理し、100%の達成率を目標に着実に実施しているか。

意見や苦情等を迅速にサービス改善に結びつけるとともに、お客様満足度調査について必要な見直しを行ったうえで、継続的に実施しているか。

申請書等の様式や記載要領等については、わかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進めているか。

【目標指標】

- ・ 職務外給付の受付から振込までの日数：10営業日以内（サービススタンダード）
- ・ サービススタンダードの達成率：100%
- ・ 資格情報取得から保険証の送付までの平均日数：3営業日以内

【検証指標】

- ・ 申請・手続き方法、職員応接態度及びサービス全体としてのお客様満足度
- ・ お客様からの苦情・意見の件数とその内容

1) 事業報告（概要）

サービススタンダード達成への取組み

○ サービススタンダードの達成率は、年度を通して100%を達成することができました。また、平均所要日数は6.62日でした。

【サービススタンダードの達成率等】

	目標	25年度	24年度	対前年度比
サービススタンダードの達成率	100%	100.0%	99.92%	0.08%
職務外給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	6.62日	6.04日	0.58日

- 保険証の発行に要する日数についても、25年度の平均は2.00日（24年度は2.00日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。また、疾病任意継続被保険者の保険証に関しても、2.12日（24年度は2.32日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しました。

資格情報の取得から保険証発送までの日数	目標	25年度	24年度	対前年度比
強制被保険者	3営業日以内	2.00日	2.00日	—
疾病任意継続被保険者	3営業日以内	2.12日	2.32日	▲0.20日

お客様満足度調査の実施

- 加入者の皆様の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の被保険者証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施しました。（実施期間：25年8月～26年2月送付）

指 標	25年度	24年度	対前年度比
事務処理に要した期間に対する満足度	75%	44%	31%ポイント
手続き方法に対する満足度	86%	40%	46%ポイント
職員の対応態度に対する満足度	92%	55%	37%ポイント
サービス全体としての満足度	81%	47%	34%ポイント

(注1)

疾病任意継続被保険者及び保険給付対象者の計5,509名にアンケートし、789名から得た回答をもとに集計。

(注2)

満足度とは、お客様満足度調査(アンケート)における回答全体のうち、「満足」又は「やや満足」と回答した方の割合
(回答については、24年度は「普通」を含めた「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」の5区分。25年度は「普通」を除いた4区分)

○ また、25年度においては、アンケートの回答状況等、電話等による加入者の皆様の苦情・ご意見を踏まえつつサービス向上に向け以下の取組みを行いました。

- ・ 疾病任意継続被保険者の資格取得申出書や記入例の一部見直し
- ・ 外部講師や職員による電話対応の研修会を実施
- ・ お客様からの意見や苦情等をサービス改善に結びつけるため、新たにサービス向上委員会を設置

電話等による苦情・意見等

- ・ 苦情：34件（例：高額療養費支給申請書は傷病名を記載したり、個人ごと・病院ごとに記載したりと複雑すぎる）
- ・ ご意見・ご提案：16件（例：給付を受ける権利が2年で時効することについて、ホームページに掲載してほしい）
- ・ お礼・お褒めの言葉：16件（例：高額療養費の勧奨が届いた方から、忘れていたから送ってもらえて助かりましたとお礼の電話）

2) 自己評価 A

- 傷病手当金等の職務外給付の支給に当たっては、サービススタンダードについて、年度を通して100%を達成することができました。平均所要日数は、25年度は6.62日でしたが、さらに申請書の審査・支払の進捗状況の管理方法の見直しを進め、一層の向上に努めています。
また、被保険者証の交付についても、船員保険においては、日本年金機構から加入資格情報を取得後に改めて資格取得の入力処理を行う必要がある中で、平均所要日数は、2.00と目標の3営業日以内を達成しています（疾病任意継続被保険者については、2.12日）。
- 25年度は、船員保険部内に「サービス向上委員会」を新設し、電話相談でのご意見・ご提案・苦情、お客様満足度調査のアンケート結果及びお手紙によるご意見等をもとに、お客様の視点に立って業務改善策を検討しました。
なお、アクセス件数の多いホームページの申請書ダウンロードについては、申請書の記入例の一部見直しを行うなど、お客様へのサービスの向上に努めました。
- 25年度のお客様満足度調査においては、アンケートに当たって、回答の選択肢を一部見直したため、前年度までと単純に比較はできませんが、「職員の応接態度」では92%、「手続き方法」では86%のお客様から、「満足+やや満足」との回答をいただくなど、全般的に高い評価をいただきました。
なお、アンケートの回収率については、実施に当たっては、アンケートはがきの送付時に回答協力依頼文書を同封したことやホームページのトップページにバナーを設置して、協力依頼を掲載した結果、わずかですが前年度を上回りました。（25年度14.3%← 24年度13.3%）

個別評価項目 II-2-(3)

2. 船員保険給付等の円滑な実施
(3) 高額療養費制度の周知

【評価の視点】

限度額適用認定証を提示すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図っているか。

未申請者に対し、支給申請の勧奨を行っているか。

1) 事業報告（概要）

- 限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付化されることについて説明したリーフレットを作成・配付し、限度額適用認定証の利用の拡大を図りました。

限度額適用認定証

	交付枚数
25年度	3,591
24年度	3,474

高額療養費支給額（現物給付）

	件数	金額（千円）
25年度	10,564	1,223,837
24年度	10,280	1,182,406
対前年度比	2.8%	3.5%

【高額療養費制度の周知用リーフレットの配付実績】

- 5月 船舶所有者に配付することにより加入者へ周知（約4,000枚）
- 10月 加入者へ配付（約6,000枚）
- 3月 加入者へ配付（約46,000枚）

○ 高額療養費未申請の方には、請求月等の内容を記載した高額療養費支給申請書を送付することにより支給申請の勧奨を積極的に実施しました。

高額療養費未申請者勧奨件数

	件数	
25年度	2,101	(23年11月～25年3月診療分)
24年度	1,080	(22年4月～23年10月診療分)

高額療養費支給額（現金給付）

	件数	金額（千円）
25年度	3,206	166,573
24年度	1,819	122,266
対前年度比	76.3%	36.2%

2) 自己評価 A

○ 限度額適用認定証の提示により高額療養費が現物給付されることについて説明したリーフレットを作成の上、加入者には「ジェネリック医薬品軽減額通知」及び「医療費通知」の送付時に、また船舶所有者には「被扶養者資格の再確認」のお願い時に同封するなど積極的に取組み高額療養費の現物給付分は対前年比で件数が2.8%増、金額が3.5%増となりました。

○ また、高額療養費の支給申請の勧奨について、従来は受診からおおむね2年経過後に実施していたものを、より早期に請求いただけるよう、25年度からはおおむね1年経過の時点で勧奨するよう見直し、サービスの向上を図りました。

個別評価項目 II-2-(4)

2. 船員保険給付等の円滑な実施
(4) 被扶養者資格の再確認

【評価の視点】

無資格受診の防止や、高齢者医療費拠出金負担の適正化を図るため、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得つつ、的確に行っているか。

1) 事業報告（概要）

- 保険給付や高齢者医療制度への拠出金等を適正なものとするため、被扶養者資格の再確認を船舶所有者の協力を得て実施しました。

26年度においても引き続き実施することとしており、26年3月に船舶所有者に事前案内を行っています。

被扶養者資格の再確認（船員保険）の実施状況	25年度	24年度
依頼日	25年5月（25年7月再送）	24年5月（24年7月再送）
送付対象数	38,983人（4,114船舶所有者）	40,826人（4,202船舶所有者）
提出状況	3,825船舶所有者（93%）	3,837船舶所有者（91%）
扶養削除数	238人	423人
財政効果（高齢者医療制度への支援金等への影響）	約1,600万円	約2,500万円

2) 自己評価 A

- 船員保険の運営が全国健康保険協会に移ってからは初めて被扶養者の資格確認を行った昨年度に引き続き、25年度においても、就職等による被扶養者資格の喪失者を中心に、被扶養者資格の確認を着実に実施することができました。
- 実施にあたっては、事前に、船舶所有者へ直接チラシを送付するとともに、関係団体の広報協力を依頼したほか、協会ホームページに記事を掲載し、協力の依頼を行うなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行いました。
- このような取組みを行ったこと等により、被扶養者状況リストの提出状況について、船舶所有者の提出率は、前年度の約91%を上回る約93%に、被扶養者単位の提出率においても前年度の約95%を上回る約96%に伸びました。
- なお、扶養者資格削除人数（238人）については、昨年度に被扶養者資格確認を実施したことにより、届け出の適正化が推進され、昨年度（423人）との比較では減少したものの、高齢者医療制度への支援金等が約1,600万円軽減され、被保険者や船舶所有者の保険料負担の軽減にもつながるなど、着実な成果があがりました。

個別評価項目

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) レセプト点検の効果的な推進

【評価の視点】

システムによる抽出条件を活用した効率的なレセプト点検を行うとともに、研修の充実等により点検技術の向上に努め、点検効果額の引き上げを行っているか。

【目標指標】

- ・被保険者1人当たり内容点検効果額：24年度を上回る。（支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・縦覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較できないことに留意。）

【検証指標】

- ・被保険者1人当たり資格点検効果額
- ・被保険者1人当たり外傷点検効果額

1) 事業報告（概要）

- 25年度においては、点検員1名を増員し審査体制の充実を図るとともに、レセプトシステムの抽出機能を活用し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。
- また、24年度に引き続き、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師の助言を得て査定事例集を作成し情報の共有化を図りました。

○ その結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、金額では493円、増加率では約33%と大幅に増加しています。

被保険者一人当たり効果額

	25年度	24年度	前年度比
内容点検効果額（目標指標）	1,994円	1,501円	32.8%増
資格点検効果額（検証指標）	4,246円	4,527円	6.2%減
外傷点検効果額（検証指標）	760円	595円	27.7%増

（注）24年度の数値は、協会けんぽの算出方法に準じて算出しております。

2) 自己評価 A

○ 25年度からは、点検員を1名増員（3名→4名）するとともに、支払基金による縦覧点検等の審査の充実化が図られている中、協会けんぽの査定事例の検証を全担当職員で行い、その分析・検討結果を取りまとめ、査定事例集を作成・共有する取組みや点検員への実務研修の実施等を通じて、点検員のスキルの向上に努めた結果、内容点検における被保険者1人当たりの効果額は、24年度と比較すると493円増の1,994円となり、約33%の大幅な増を達成することができました。

○ また、25年度においては、レセプトの自動点検システムの導入に向け、システム改修に着手するなど26年度以降における点検体制の整備にも取り組みました。

個別評価項目 II-2-(6)

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

【評価の視点】

債権の発生を抑制するために、加入者資格を喪失した者の保険証の早期回収に努めているか。

発生した債権については、文書や電話による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努めているか。

1) 事業報告（概要）

- 無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者や被扶養者の資格を喪失された後においても被保険者証を返却されない方に対して日本年金機構および船員保険部から催告文書を送付するなどの取組みを行い無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

催告スケジュール

初回催告	日本年金機構	喪失処理より2週間後
2回目催告	船員保険部	喪失月より2ヶ月後

【保険証回収率】

25年度 95.8% ← 24年度 95.7%

- また、発生した債権については、文書による催告を行ったほか、内容証明郵便による催告、支払督促等の実施などにより債権の回収の強化に努めました。

2) 自己評価 A

○ 船舶所有者に対しては、日本年金機構から納入告知書を送付する際、及び船員保険部から被扶養者再確認リストを送付する際に、被保険者証の早期回収への協力依頼のチラシを同封するとともに、25年9月より、船舶所有者向け送付物用封筒の裏面に被保険者証の早期回収への協力依頼文を掲載する等して、被保険者証回収への協力をお願いしました。

また、25年10月からは、被保険者証発送時に同封している「船員保険のしおり」の中で、加入者に対し、被保険者証の早期回収への協力依頼を盛り込むなど、きめ細かな取組みを推進しました。

このような取組みにより、25年度の被保険者証の回収率は95.8%となり、24年度の回収率95.7%をわずかながら上回りました。

○ 債権の回収については、新規発生債権の早期回収に重点をおき、25年9月より特に件数の多い喪失後受診の返納金について、これまで初回の催告を納付期限3ヶ月後としていたところを、納付期限1ヶ月後に早めるとともに催告実施回数を増やし、債権の早期回収に努めました。

また、再三の返納金催告にもかかわらず反応がない高額債務者に対し、内容証明郵便による催告を13件行った他、法的手続きによる回収（支払督促）も3件実施し、確実な回収に努めました。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

【評価の視点】

第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の初年度として、船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、特定健診及び特定保健指導を中核として、保健事業の効果的な推進を図るとともに、健診実施機関の拡大等に努めているか。

【目標指標】

- ・ 特定健康診査実施率：被保険者37.5%、被扶養者12.0%
- ・ 船員手帳データ取込率：23%
- ・ 特定保健指導実施率：被保険者10.0%、被扶養者5.0%

1) 事業報告（概要）

- 船員保険においては、比較的規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の船員との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情があり、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回る状況にあります。
- 被保険者においては、25年度においても、引き続き、被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、船の入出港に合わせた時間帯での健診や予約なしでの健診など、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施するとともに、以下の取組みを新たに行いました。

- ・ 利用者の利便性を高めるため、地方運輸局長指定の船員手帳健診指定医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結を働きかけ、実施機関の拡充を図るとともに一般健診よりも検査項目が充実した総合健診の実施機関も拡大し多くの加入者が利用できる環境を整えました。

	25年度	24年度	前年度比
生活習慣病予防健診実施機関数	202機関	137機関	65機関増
総合健診実施機関数	98機関	8機関	90機関増
被保険者特定保健指導実施機関数	79機関	37機関	42機関増

	25年度	24年度
被保険者の健診実施率	35.7%	35.1%
	(0.6%ポイント増)	

- また、被扶養者を対象とした特定健診については、受診意欲の向上を目指し、新たに以下の取組みを行いました。

- ・ 特定健診の保険者負担の上限額を引き上げることにより、利用者の負担軽減を図りました。

	25年度	24年度
特定健診（保険者負担額）	6,825円	5,400円

- ・被保険者のみ受診可能であった生活習慣病予防健診について、被扶養者も受診できるようサービスの向上を図りました。
- ・船舶所有者を通して年度当初に送付していた特定健診等の受診券について、被保険者の自宅への直送を開始しました。

	25年度	24年度
被扶養者の健診実施率	<u>14.4%</u> (5.6%ポイント増)	8.8%

- 船員手帳の健康証明書データの取得については、6月に3,410船舶所有者に向けてデータの提供依頼を行いました。また8月には再依頼（1,612船舶所有者）を行っており、件数については現在集計中です。

	25年度	24年度
船員手帳の健康証明書 データ取得率	現在集計中	23.6%

- 25年度 of 取組みにより特定健診の実施率が上昇したことに伴い、被扶養者の特定保健指導実施率も大幅に改善されました。

	25年度	24年度
被保険者の特定保健指導実施率	5.3%	5.3%
被扶養者の特定保健指導実施率	<u>4.2%</u> (3.8%ポイント増)	0.4%

2) 自己評価 A

保健事業の実施に当たっては、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上に向けて、これまで実施してきた巡回健診の活用や広報活動の強化に加え、健診実施機関の大幅な拡充、特定健診に関する自己負担の軽減等に取り組むとともに、生活習慣病予防健診の対象を被扶養者にも拡大すること等による健診内容の充実等に積極的に取り組んだ結果、

- 被保険者の健診実施率については、前年度の35.1% から 35.7%へと、0.6%ポイントの増加にとどまりましたが、これまで健診の実施率が伸び悩んでいた被扶養者の健診実施率については、前年度の8.8% から 14.4%へと5.6%ポイント増加し、大きく改善しました。
- 船員手帳の健康証明書データの取得については、25年度は、約3,400の船舶所有者に対しデータの提供依頼を行いました。結果については、現在集計中ですが、25年度末の目標値が23.0%であるのに対し、24年度末の実績は23.6%であることから、25年度においても引き続きこの水準を維持、引き上げて行けるよう、船舶所有者等への働きかけを強めてまいります。
- 特定保健指導実施率については、被保険者については前年と大きな変化はなく、同水準で推移しましたが、健診の実施率と同様に、被扶養者については、前年度の0.4%から4.2%へと、 3.8%ポイント増加しており、大きく改善されました。

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み

【評価の視点】

船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施しているか。

1) 事業報告（概要）

- 加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的とした「船員保険生涯健康生活支援事業」を以下のとおり実施しました。

【出前健康講座の実施】

船員労使団体からの依頼を受け、船員労使団体が主催する研修会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を実施しました。

	場所	実施月	講座名	参加人数
1	室蘭市	9月	元気で船に乗るためにできること	32名
2	千代田区	9, 11, 12月	正しく知って、正しく防ごう生活習慣病	60名
3	佐世保市	11月	睡眠と生活習慣病	44名
4	長門市	1月	メタボリックシンドロームの予防と対策 ～未然に防ごう心疾患と脳血管疾患～	32名
5	呉市	2月	メタボ撃退！今できることは？ ～あなたの「これから」を健康が支えます～	40名
6	尾道市	2月	元気で船に乗るためにできること －自分の適正体重を知って生活習慣病予防を－	41名
7	鹿児島市	2月	メタボ撃退！今できることは？ ～あなたの「これから」を健康が支えます～	72名
8	新潟市	3月	10年後の健康を考えて －メタボリックシンドローム－	70名
9	長崎市	3月	健康管理に活かせる生活習慣病の話	60名

25年度： 全国9ヶ所で11回開催
参加者計451名

24年度： 2回開催 参加者計91名

【加入者個人の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供】

25年10月から26年1月までに生活習慣病予防健診又は特定健康診査を受診された方へ一人ひとりの健康状況に応じた情報提供冊子を作成し配付しました。（約2,800部を被保険者宅へ送付）

【ホームページを通じた健康情報の情報提供】

加入者の健康づくりに役立てるため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載しました。

2) 自己評価・・・A

- 労使団体等の研修会等の機会をとらえて、保健師等を講師として派遣し、加入者に健康問題について学んでいただく場を提供する出前健康講座を積極的に実施し、加入者が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう支援に努めました。

開催回数は、前年度の2回から25年度は11回へと増加して来ており、講座終了後のアンケート結果によると、約90%の方から「大変満足」または「満足」という高い評価をいただきました。

- また、オーダーメイドの情報提供事業については、25年度は、①特定保健指導の対象者や②糖尿病の疑いがあり、医療機関の早期受診が必要な方及び③初めて健診を受診する35歳又は40歳の方に重点を置いて取組みを進めました。

取組みに当たっては、一人ひとりの健診結果に応じて、生活習慣の改善策等について情報提供を行うことにより、加入者の健康の保持・増進に対する意識づけを図るとともに、特定保健指導の未利用者に対する利用勧奨や糖尿病の恐れがある方の重症化予防にも取り組み、今後におけるデータヘルス計画に基づく取組みの先駆けとなったと考えます。

- さらに、加入者の健康づくりに役立てるため、ホームページに季節の健康情報を盛り込んだ「船員保険マンスリー」を毎月掲載したほか、船員労働の特殊性を踏まえた、以下のパフレットをホームページへ掲載し健康づくりに役立てられるよう努めました。

- ① 健康を守るための食生活のポイント
- ② 薬の上手な使い方・保管方法
- ③ 糖尿病の予防と治療

個別評価項目 II-3-(3)

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(3) 福祉事業の着実な実施

【評価の視点】

無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図っているか。

船員の海上勤務の特殊性を踏まえ、加入者等の福利厚生向上を図る等の取組みを行っているか。

1) 事業報告（概要）

○ 船員保険制度の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業等の福祉事業を、一般財団法人船員保険会や公益社団法人日本水難救済会などの専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下に実施しました。

【参考】

無線医療助言事業	航行中の船舶内において病人やけが人が発生した際に、船舶に乗り組む衛生管理者等からの無線連絡等に対し、速やかに医師による救急処置の指示等の医療助言を24時間体制で行う事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。
洋上救急医療援護事業	日本の周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷等により緊急に医師の治療を必要とする患者が発生した場合に、海上保安庁の船舶、航空機等で医師等を現場に急送し、応急治療を行うとともに、最寄りの医療機関へ搬送する事業。船員の生命の安全を図ることを目的としている。
保養事業等の福祉事業	保養施設等での宿泊利用料金の割引等を行う事業。海上勤務の特殊性を踏まえ、疲労回復、静養、家族団らんの場を提供することにより、船員保険加入者の福利厚生を図ることを目的としている。

○ 無線医療助言事業及び保養事業等については、一般財団法人船員保険会に、また、洋上救急医療援護事業については、公益社団法人日本水難救済会にそれぞれ業務委託し、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上昇を図りました。

○ 特に、無線医療助言事業については、事業の担い手である船員保険病院の運営主体が平成26年度以降、一般財団法人船員保険会から独立行政法人地域医療機能推進機構に変更されることを踏まえ、事業の円滑かつ着実な移行・継続が図られるよう、無線医療システム等について必要な改修を行うとともに、運営主体の変更等について、加入者や船舶所有者に対する周知・広報の徹底を図りました。

【参考】

○ 無線医療助言事業の実績（25年度）

横浜船員保険病院	902件
せんぼ東京高輪病院	182件
大阪船員保険病院	4件
合計	1,088件

○ 洋上救急医療援護事業の実績

出動件数 18件

○ 保養事業については24年9月に開催された「船員保険制度に関する懇談会」における船員保険福祉センターの取扱いについての報告を踏まえ、「新たな福祉事業」の実施について、被保険者及び船舶所有者の代表等に検討いただいた結果、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業（宿泊補助）」を実施することとしました。

25年度においては、事業の実施に向けて、協力いただく旅行代理店を公募により選定するとともに、加入者や船舶所有者に対する広報に努めました。

- また、これまでの保養事業についても、その着実な実施を図るとともに、「契約保養施設利用補助事業」について、24年9月末をもって船員保険福祉センターが廃止された3地域(北海道・長野・福岡)において、新たな代替施設を確保することとする等の見直しを行い、26年4月からその実施を図ることとしました。

【参考】

旅行代理店を活用した保養事業	船員保険の被保険者及び被扶養者が、全国健康保険協会の指定した旅行代理店（近畿日本ツーリスト・日本旅行）の協定宿泊施設を利用する際、宿泊料金の一部（1人年間2泊を上限とし、1泊につき3,000円）を協会が補助する事業です。
契約保養施設利用補助事業	船員保険の被保険者及び被扶養者が船員保険の福祉事業として設置された船員保険保養所及び船員保険福祉センターが廃止された地域において、船員保険保養所等の廃止によるその代替措置として選定された保養施設を利用した場合に、その利用料金の一部（25年度1,500円、26年度3,000円）を助成する事業です。

2) 自己評価・・・A

- 航海中において乗組員の中に病気やけが人が発生した場合に、医師から応急処置の助言や指示が受けられる無線医療助言事業や医師による緊急の加療が必要な場合に医師等を海上保安庁の巡視船等により急送する洋上救急医療援護事業など、船員労働の特殊性を踏まえた福祉事業についての着実な実施に努めました。
- とりわけ、25年度においては、無線医療助言事業の実施機関である船員保険病院の運営主体が、26年4月以降、船員保険会から地域医療機能推進機構に変更されることが決定されたことから、同事業について、平成26年度以降においても、事業が円滑に移行・継続されるよう、関係者間の調整を行った上で、システム改修等の移行準備を確実に実施しなければなりませんでしたが、加入者や船舶所有者に対する周知・広報も含め、移行準備を着実に終えることができ、26年4月からのシステム切替えが成功裏に行われることとなりました。
- 保養事業については、船員保険協議会での議論を踏まえ、これまでの取組みに加え、より多くの加入者が利用できるよう、26年4月から「旅行代理店を活用した保養事業」を新たに実施することとなったことを踏まえ、旅行代理店の選定や加入者・船舶所有者に対する新規事業の広報・周知等の準備作業に取り組むことが必要となりましたが、これについても円滑に実施することができました。